

只木ゼミ後期第1問

1. 甲(25歳、男性)は当時付き合っていたA女(26歳)に別れ話を持ちかけた。ところが、A女はこれに応えず、「あなたと別れるくらいなら死んだ方がマシ。」と言い、挙句の果てには「それなら一緒に死にましょう。向こうの世界でも私たちがやらせてくれるし、来世でも必ず出会うことが出来るわ。」と心中を申し出た。

甲は別れることを拒否するA女の意味が固く説得は困難であると諦める一方で、あまりにもしつこくA女が迫ってくるのでいっそ自分も一緒に死ぬとの嘘をつけばA女は死んで、自分も開放されるのではないかと考えた。

そこで甲は本当は死ぬつもりはないのにそうであるかのようにA女を誤信させ、12月24日3時頃A女宅においてA女は首吊りをして死亡した。

2. 甲はA女が死亡したことを確認し自宅に戻ろうとしたところ、A女宅の棚に高級腕時計のコレクションを見つけた。甲は「いずれA女の死体が警察に見つかり自殺として処理されるだろうからここで金目のものを多く取るのはまずいな。」と思う一方で、「まあ1つくらいならばれないか。」と思い1番高級そうな腕時計aを取って帰った。なお、甲はもともとA女宅の合鍵を持っており、犯行から帰る際A女宅の鍵を施錠している。

3. 12月25日23時頃、甲が自宅でテレビを観ているとA女宅で見覚えのある時計が「幻の時計。世界に100本しかない。」と紹介されていた。甲は「これは惜しいことをした。やはりあの時計を取ってこよう。」と決意した。しかし既にA女宅で警察による捜査が行われているかもしれないと不安になり、友人である乙に電話し事情を話した上、「俺より先にA女宅付近に行って確認してきてくれ。大丈夫そうだったら一緒に時計bを取ってそれを売った金を山分けにしよう。」と提案した。乙はそれを承諾し甲と待ち合わせした後A女宅に向かった。そして、12月26日2時頃、まず乙がA女宅付近に確認に行って、警察による捜査が行われていないことを確かめ甲に連絡した。その後、甲と乙は合鍵を使ってA女宅に侵入し、当該時計(腕時計b)を奪った。

設問

1から3までの事情における甲と乙の罪責を論ぜよ。

参考判例:最高裁昭和33年11月21日

最高裁昭和41年4月8日

福岡高裁昭和43年6月14日